

令和7年11月定例会 経済委員会（付託）

令和7年12月9日（火）

〔委員会の概要 経済産業部関係〕

出席委員

委員長	沢本	勝彦
副委員長	重清	佳之
委員	岡田	理絵
委員	井村	保裕
委員	寺井	正邇
委員	北島	一人
委員	仁木	啓人
委員	岸本	淳志
委員	岡田	晋

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	横山 雄大

説明者職氏名

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
商流・交流担当部長	尾崎 浩二
大学・産業創生統括監兼副部長	小原 広行
副部長	利穂 拓也
経済産業政策課長	岡崎 仁美
経済産業政策課商務流通室長	高尾 一仁
企業支援課長	鳥海 祐司
企業支援課新産業立地室長	喜井健太郎
産業創生・大学連携課長	大竹 耕太
工業技術センター所長	林 博信
産業人材課長	小山実千代

---

【報告事項】

- 第12次徳島県職業能力開発計画骨子案について（資料1）
- テクノスクール再編後の訓練科編成案について（資料2）

○ 市町村と連携したふるさと納税の新たな取組について（資料3）

---

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時39分）

直ちに議事に入ります。

これより経済産業部関係の審査を行います。

経済産業部関係の付託議案につきましては、さきの委員会におきまして説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

黄田経済産業部長

この際、3点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

第1点目は、第12次徳島県職業能力開発計画骨子案についてでございます。

1、策定の趣旨と2、位置付けでございますが、この計画は、国の第12次職業能力開発基本計画を踏まえ、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、職業能力開発促進法第7条第1項に基づき策定するものでございます。

3、計画期間でございますが、国の基本計画を十分に踏まえた上で県の計画を策定できるよう、今回に限りまして、国の計画期間より1年長い、令和8年度から令和13年度までの6年間とする予定でございます。

4、基本的な方向性でございますが、1、徳島の産業を支える人材の育成など4本の柱とし、議会でも御論議いただいておりますテクノスクールの再編による職業能力開発の推進についても、しっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

5、今後のスケジュールでございますが、2月議会にて素案を御報告させていただいた後、パブリックコメントを実施し、令和8年3月に計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料2をお願いいたします。

第2点目は、令和9年4月からのテクノスクール再編後の訓練科編成案についてでございます。

中央テクノスクールでは、機械技術科と金属技術科を統合しメタルワークス科に、電気環境システム科は電気システム科に、理容科はヘアビジネス科とするとともに、美容師免許を持つ方を対象にしたダブルライセンスコースを新たに設置いたします。

南部テクノスクールでは、自動車整備科を西部テクノスクールの自動車整備科と統合するとともに、カラーコーディネート塗装科はカラークリエイト科とします。

西部テクノスクールでは、住宅建築科を中央テクノスクールの木工技術科と統合し伝統建築科とするとともに、電気工事科は、離職者向けの設備施工科と統合し電気設備エンジニア科とします。

そのほか、スカウト型求人の導入や在職者訓練に外国人技能実習生向けの訓練を新設するなど、企業とより一層連携した取組を行うとともに、テクノスクールの情報発信につきましても、求職者や事業者が訓練情報に容易にアクセスできるよう取り組んでまいります。

続きまして、資料3をお願いいたします。

第3点目は、市町村と連携したふるさと納税の新たな取組についてでございます。

県全体の寄附額向上を図るため、県の発信力やふるさと納税のノウハウを生かした、市町村のふるさと納税事務を支援する新たな制度の創設を予定しております。

1、制度の概要でございますが、希望する市町村の地域資源を県のポータルサイトに掲載し、県の返礼品として一体的にプロモーションを実施することにより、寄附額の向上を図ります。また、当該返礼品を通じて得た寄附金の45%を市町村へ交付いたします。

2、運用開始時期は、令和8年2月中旬を予定しております。

報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

沢本勝彦委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井村保裕委員

今、第12次徳島県職業能力開発計画におけるテクノスクールの再編について説明いただきました。

再編を計画に盛り込むということですが、計画にどのように位置付けていくのか教えてください。

小山産業人材課長

ただいま井村委員より、第12次徳島県職業能力開発計画でのテクノスクールの再編の位置付けにつきまして御質問を頂きました。

当該計画は、本県における職業能力開発を総合的かつ計画的に推進するための計画でありまして、資料に示すとおり、基本的な方向性を4本柱として取り組んでいくことにしております。

そのうち、徳島の産業を支える人材の育成につきまして、AI等で代替できない、人にしかできないことを担う人材として、今後、重要性が高まっていきます技能者を着実に育成するため、テクノスクールを県内産業の人材育成拠点として、しっかり位置付けたいと考えております。

井村保裕委員

人材育成の拠点にするということでございます。

あわせて、テクノスクールの再編についても御説明いただいたのですが、特徴を聞かせてください。

小山産業人材課長

ただいま井村委員より、テクノスクール再編の特徴について御質問を頂きました。

今回の特徴としましては、大きく2点ございます。

まず、中央テクノスクールにおきましては、これまでの基礎的な訓練に加えまして、企業からのニーズが高い機械設計やファクトリーオートメーションの構築などにも対応できる人材育成を行い、バッテリー関連産業を含めまして、県内産業の生産性向上にしっかり貢献できる、高度な技能者を育成してまいりたいと考えております。

もう1点、南部テクノスクールを中心に、核となる資格に加えまして、産業界からニーズの高い複数の技能を習得することにより、人口減少が進む中でも広く活躍できるマルチ人材を育成し、県内産業の人材育成拠点として、しっかり役割を果たしていきたいと考えております。

井村保裕委員

今回の再編で、現行の機械技術科と金属技術科をメタルワークス科に、また木工技術科と住宅建築科を伝統建築科に統合するなど、統合により訓練内容が広く浅くなるのではないかと思いますので、デメリットはないのですか。

小山産業人材課長

ただいま井村委員より、再編に伴う統合によるデメリットがないのかとの御質問を頂きました。

訓練内容の検討に当たりましては、これまで行ってきた訓練の成果、また就職後に活用される技能や企業からのニーズを踏まえ、現場の職業訓練指導員が中心となりカリキュラムを検討したものでございます。

訓練科によりましては、訓練期間の前半に統合する両科の基礎的な知識を学んだ後、後半はより学びたい分野を専門的かつ重点的に学べるような工夫をすとか、企業からのニーズを踏まえ就職後に真に役立つ資格の取得を目指すなど、統合によるデメリットが生まれないよう、しっかり準備を進めてまいります。

井村保裕委員

あと1点。西部テクノスクールの自動車整備科は南部テクノスクールに統合されるということなんですけれども、自動車整備士の育成はどう変わっていくのですか。

小山産業人材課長

ただいま井村委員より、自動車整備科が統合することにより、自動車整備士の育成がどう変わるのかとの御質問を頂きました。

自動車整備士につきましては、全国の有効求人倍率が5.0を超えまして、本県においても不足した状態が続いている状況でございます。

県内企業からは、自動車全般の整備が可能な2級自動車整備士の養成が強く求められておりまして、南部テクノスクールに統合し、職業訓練指導員といった人的資源を集中させることにより、建設機械など産業車両の整備技術も習得するなど、2級自動車整備士を核としたマルチ人材を育成しまして、県内企業の皆様からの声にお応えしてまいりたいと考えております。

### 井村保裕委員

先だって、テクノスクールに視察に行く機会がありまして、現場を見せていただきました。実際、子供たちが授業を受けているところも見て回りました。

木工技術科にしても、電気環境システム科にしても、設備である機械が古いですね。機械が古くて、他の設備も古くて、美容・理容の方も授業をやっていたのですが、見た感想としては、これから現場に出る職人さんをつくる、現場に出す、その基礎的な技術を教える所なのに、機械や設備が古くて、今の時代には合っていないのではないかと、そのまま卒業して現場に出ても、多分設備のレベルが違い過ぎて即戦力にならないのではないかと、一緒に視察に行った中でそんな話にもなりました。今回の再編が良いきっかけなので、今ここにはこういう設備が必要なんですと、しっかり現場からも予算要望の声を上げてくださいとお願ひしたのですが、そのあたりの現場のニーズも聞いていただいて、新しい体制を作るのであれば、しっかり人材確保に努めていただきたいと思います。

定員割れしているのかな、思ったよりもっとたくさんおいでるのかな、自分たちの若い時はみんなもっと通っていたなとやはり思ったのですが、今回、理容科は人気があったのですが、それ以外は少なく感じました。だからこそ再編になっていったのかなという部分もあったのですが、もっと活性化するように御尽力いただけたらと思います。

### 岸本淳志委員

先日の本会議での質問において、県全体のふるさと納税の寄附額の底上げのために、県と市町村の連携型の取組を展開したらどうかと提案させていただきまして、今年度から市町村と連携したふるさと納税の新たな取組を開始するという、前向きな御回答がございました。

その具体化としまして、先ほど、市町村と連携したふるさと納税の新たな取組について説明がありました。希望する市町村の地域資源を、県の返礼品として一体的にプロモーションするというごさいましたけれども、具体的にどのようなプロモーションをするのか教えていただけたらと思います。

### 大竹産業創生・大学連携課長

ただいま岸本委員より、市町村と連携したふるさと納税の新たな取組における具体的なプロモーションの手法について御質問を頂きました。

県の扱うふるさと納税の各ポータルサイト上に、当該制度に関する特設ページを設けまして、市町村から寄せられた地域資源のフルーツや肉類、体験型返礼品などをカテゴリー別に整理しまして、県一押しの返礼品として、効果的にプロモーションすることを予定しております。

また、全国各地で開催される県人会や大規模イベントなど、県の施策をプロモーションする機会を活用しまして、当該制度に登録されている県産品を積極的にPRしていくことを予定しております。

### 岸本淳志委員

自治体におきましては、マンパワー不足によってPRなどに十分に取組めていないという声も聞いておりますので、本制度により、県産品の認知度向上に努めていただきたいと思います。

ふるさと納税は、返礼品を通して、自治体の魅力の発信だけでなく、重要な財源確保の機会にもなっているかと思うのです。寄附額の45%を市町村に交付するという事なんです。45%の根拠を教えてください。

大竹産業創生・大学連携課長

ただいま岸本委員より、寄附金に対する交付金の割合45%の妥当性について御質問を頂きました。

本取組につきましては、形式上は県への寄附となりますが、ふるさと納税の趣旨を踏まえ市町村を応援する制度といたしたく、収入を市町村へ按分することとしております。

按分の割合につきましては、寄附収入のうち約30%の返礼品の調達に係る費用が、約20%の返礼品の送料等の事務経費に充当されまして、県の事業費に当たる5%を除いて45%を市町村収入としてございます。

なお、愛媛県におきましても同様の取組が実施されており、そちらの市町村への交付金の割合が45%とされていたこともございましたので、こちらを参考にしたところでございます。

岸本淳志委員

是非、運用も柔軟に、制度のブラッシュアップに取り組んでいただきたいと思います。

一方で、ふるさと納税本来の目的が薄れて、返礼品のお得感であったりとか、ポイントの還元率は、この間、いろいろ無くなってしまうタイミングだったと思うのですけれども、そういった金銭的な見返りが重視されていることから、返礼品の調達費用をはじめとする募集費用の抑制であったり、ポータルサイトという、ポイント付与禁止など制度の厳格化が進めてこられたところでありまして、現在、控除額の上限を求めるなどの取組も報道されていると思います。

こうした制度の動向を踏まえ、今後、県としまして、ふるさと納税に対してどのような取組をしていくのか、お聞きしたいと思います。

大竹産業創生・大学連携課長

ただいま岸本委員より、制度の動向を踏まえた、県におけるふるさと納税の取組について御質問を頂きました。

委員のお話のとおり、ふるさと納税については、現在、制度の厳格化が進められておりまして、今年度より、制度の透明性を確保する観点から、募集費用について、その支払先、支払額、支払目的の公表を義務付けるなど、一層の制度遵守が求められているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県においては、返礼品提供事業者との連携を密にし、制度基準に関する相談や指導を定期的実施するなど、コンプライアンス意識の向上に努め、制度遵守を徹底していくところでございます。また、制度の見直しの議論についても注視

してまいりたいと考えてございます。

今後とも、引き続き制度遵守を徹底しつつ、新たな市町村連携型ふるさと納税や特色ある返礼品の掘り起こし、また体験型返礼品の開発など、あらゆる手段を活用し、本県を応援していただける方々の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岸本淳志委員

制度基準の違反によって指定取消しになる自治体も見られます。そういった取決めは非常に影響も大きいので、十分注意していただきたいと思ひますし、今回御報告にありました連携型の取組については、市町村の御意見や事情にも十分配慮しながら進めていただいて、県全体の魅力発信に努めていただきたいと思ひております。是非ともよろしくお願ひします。

今年3月、農林水産省により御膳みそがG I登録されました。

これを機に、本県は御膳みそを地域の特産品として国内外に普及させていくべきと私は考えておまして、そのためには、幅広い活用ができるような、例えば味噌ラーメンなどへの活用や商品の開発、用途開発を行うなどして、しっかりとPRしたらどうかと思うのですけれども、県としてはどのような支援ができるのか、お伺いしたいと思ひています。国のG I登録の制度の概要について、教えていただけたらと思ひます。

#### 高尾経済産業政策課商務流通室長

地理的表示保護制度、いわゆるG I登録についてでございます。

その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物や食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として、生産地や特性、生産方法などの基準とともに保護する制度となっております。

G I登録の主なメリットとしましては、品質や特性について、国のお墨付きを得てG Iマークを付けることにより差別化を図ることができ、地域一体となったブランド化を図ることができることとなっております。

本県におきましては、本年3月に、本県が誇る御膳みそが、県内では木頭ゆず、阿波尾鶏、徳島すだちに次ぐ4例目として登録が認められたところでございます。

#### 岸本淳志委員

農林水産省のG I登録の定義の説明では、御膳みそは、藩主の御膳に供され、その藩主が味噌の味を披露し広まったと言われていたことなどが紹介されておりました。

この味噌の特徴や、これまで県がどのような支援を行ってきたのかについて、お伺いしていきたいと思ひます。

#### 林工業技術センター所長

ただいま御膳みその特徴や、これまでに行ってきた県の支援についてお尋ねいただいております。

御膳みそは、藍栽培の裏作として生まれた良質な大豆や、鳴門の塩といった本県の風土から生まれ、藩主に供出された米の配合割合の高い上質な味噌が一般庶民に広がったもの

でありまして、戦前には関西一円の販売力と伝えられております。

その後の食生活の変化に対応するため、製造方法を発展させる中で、徳島県立工業技術センターでも、早くからの動きにより、味、香り、加工などの品質改良が大幅に図られたと言われております。

この度のG I 認証における支援としましては、申請書のパッケージについて研究員が助言を行うとともに、添付資料として求められた製品の歴史事実や特徴を示す資料として、徳島県立工業技術センターの研究報告を提供してまいったところであります。

現在も、製造業者の各位に対し、徳島県立工業技術センターの所有する酵母菌の提供、製造や品質管理に対する技術相談、依頼試験を実施しているところであります。

岸本淳志委員

G I に登録されたということは、販路拡大の契機となると思うのです。県として積極的に支援していったらと思うのですが、いかがでしょうか。

高尾経済産業政策課商務流通室長

G I 登録を契機としました御膳みその販路拡大の支援についてでございます。

G I 登録された製品は、その地域の性質や社会的評価などの特性を持ち、製品の名称が地域の知的財産として登録、保護されますことから、本県の特徴、観光、文化を具体的に担っていくことができるものと考えております。

海外におきましても、健康志向や和食ブームに伴い、味噌のニーズが高まっていると聞いております。海外でも、同じブランドの日本の味噌が多数販売されている状況でございます。

こうしたことから、県としましては、生産者団体である徳島県味噌工業協同組合のニーズも踏まえながら、県と地域商社が両輪となって実施しております、国内の百貨店や大型スーパーなどでの県産品フェア、海外での日本フェアや商談会などの機会を活用しまして、御膳みそのプロモーションにしっかりと取り組み、国内外での普及につなげてまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

味噌は身近な食品でございまして、様々な料理に使われているのだと思います。そのため、非常に口にする機会が多いと思います。

是非、おいしいものを海外にも広めていただきたいと思いますし、また新しいレシピの開発に取り組んでいただけたらと思っております。是非とも県にお願いしまして、私からの質問は終わらせていただきます。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経済産業部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経済産業部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で経済産業部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時02分）